

2025. 3

vol:30

Net Work in a

熊本県認定農業者連絡会議 (事務局)熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1(県庁行政棟本館) (一社)熊本県農業会議内 TEL(096)384-3333 · FAX(096)385-1468

熊本県認定農業者連絡会議は令和7年4月で設立から25周年を迎えます!

県内約1万経営体で組織した「熊本県認定農業者連絡会議」は、 平成12年4月の設立から、令和7年4月で25年の節目を迎え ます。

このため、創立25周年を記念して「創立25周年記念事業」を計画しており、本県から認定農業者組織の活動を盛り上げ、九州、そして全国へと組織活動活性化を波及させたいと考えております。











桑原 利典 新会長からご挨拶

昨年の総会にて、会長に就任しました桑原です。

西原前会長から託された熱い思いをしっかりと繋いでいきたいと思います。

令和7年は本連絡会議25周年の節目の年。大きな転換期になります。

「九州はひとつ」をテーマに、仲間と一緒に活動を盛り上げていきたいと思いますの、皆様よろしくお願いします。

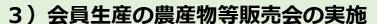


令和7年度 活動計画(予定)

熊本県認定農業者連絡会議「創立25周年記念事業」

- 1) 「25周年記念式典及び記念祝賀会」の開催
- ① 期日:令和7年8月6日(水)15:00~
- ② 場所:ホテル熊本テルサ (熊本市中央区水前寺公園28-51)
- ③ 記念式典(挨拶、功労者表彰、25年の歩み、記念講演)、記念祝賀会
- 2) 「25周年記念誌」の発行
 - ① 時期:令和7年11月
 - ② 発行部数:200部程度





- ① 時期:令和7年11月
- ② 場所:県庁プロムナード
- ③ 内容:会員の生産した農産物・加工品等のPR販売会

「九州農業担い手サミットinくまもと(案)」の開催

① 主催:九州5県認定農業者組織

福岡県認定農業者組織連絡協議会 長崎県農業経営改善ネットワーク 大分県認定農業者組織連絡協議会 熊本県認定農業者連絡会議 鹿児島県認定農業者協議会



- ② 期日:令和8年1月22日(木)~23日(金)の2日間で調整
- ③ 場所:熊本市内で調整中
- 4 内容(案)
 - · 【1日目】全大会(事例発表orパネルディスカッション、サミット宣言等)
 - ・【2日目】現地視察研修会(県内3~4コース)
- ⑤ 参集範囲:300人程度



■・・・・・・令和6年度(2024年度)の活動報告・・・・・・■

1 令和6年度通常総会及び熊本県農業経営改善支援セミナー

○期日: 令和6年8月9日(金) ○場所: ホテル熊本テルサ

○参加者:126名

- ○通常総会(主な議題)
 - ・「熊本県農業と半導体産業の共存共栄に関する研究会」への会員加入について
 - ・役員の選任
 - ・令和6年度事業計画について、等
- ○「熊本県農業経営改善支援セミナー」

講演「どうする 農家(農業経営)の後継ぎと経営継承」〜気づきから行動へ!〜

講師 山崎農業経済研究所所長 山崎 政行 氏



総会の様子



新役員挨拶



農業経営改善支援セミナーの様子



山崎農業経済研究所 所長 山崎氏

○総会で決定した役員等

- 1 三役 会長 桑原 利典(あさぎり町) 副会長 宮本 一雄(熊本市) 副会長 大保 賢一(玉名市) 副会長兼女性部長 工藤 清子(菊池市) 総務兼会計担当理事 中山 健作 女性部副部長 稲葉 由美子(宇城市) 女性部副部長 福島 直子(津奈木町)
- 2 相談役 坂本 正敏(玉名市)

3 理事 西原 禎二(熊本市)

林田 純一 (熊本市) 水口 和英 (宇城市)

池田 精一郎(和水町) 永田 浩光(大津町) 山室 大地(南阿蘇村)

原田 義隆(山都町) 植田 恵司(八代市)

坂口 信行(津奈木町) 島津 野歩(人吉市) 井上 美智信(天草市) 4 女性部理事

坂口 里枝子(熊本市) 大家 美智子(玉名市) 井 春香(産山村)

鎌田 妙子(山都町) 廣田 和代(多良木町) 川峯 千鶴(天草市)

5 監事

大谷 恭生(合志市) 福島 則義(御船町) 岩本 将裕(八代市)

6 参考

全国認定農業者協議会

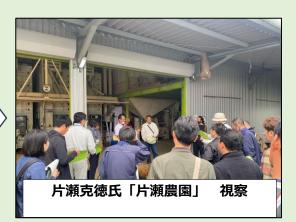
会長(九州ブロック理事兼) 西原 禎二(熊本市) 女性部長 工藤 清子(菊池市)

地域別現地研修会の開催

○会員(認定農業者)の経営改善につなげ、先進的事例の見聞と情報交換などを通じて、更なる経 営発展を図ることを目的に、「地区別現地研修会」を開催。

○県南(あさぎり町)、県北(玉名市)、県央(宇土市)、天草(天草市)の4ヶ所でそれぞれ開 催(参加者: 県南27名、県北21名、県央19名、天草16名)。

球 磿 地 区 $\widehat{11}$ 月 15 日





「あさぎり町地域づくり協同組合」の取組み

玉名地 区 $\widehat{11}$ 月 25 日





宇 城 地 区 12 月 3 \Box





地 区 12 月9日)





3 令和6年度「九州農業担い手サミットinながさき」への参加

○ 日時: 令和6年11月6日(水)~7日(木)

○本県参加者:40名

○場所:【1日目】長崎県長崎市「サンプリエール長崎」、【2日目】現地視察(3コース)

○ サミットテーマ: 新たな時代に適応した「持続可能な農業」の実践!

○ 内容

・1日目:基調講演、情勢報告、事例発表、情報提供、九州サミット申し合わせ決議、等

・2日目:雲仙市、長崎県央、諫早湾干拓地エリアの現地視察



全体研修会の様子



現地視察の様子(長崎県央エリア)

4 社会貢献活動の実施

「DeV教育由子を企成会」への 最後物等応援物質開星式 WFF955 県内ひとり親家庭及び子ども食堂の支援にあたっている「社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会」へ、会員が生産する 農産物・加工品等の無償提供による継続的な応援を実施。

この活動は令和3年度から毎年取り組んでおり、今年度で4回目。

○精米、玄米、もち米、野菜(甘藷、人参、里芋、カボチャ等)。 その他加工品・生活用品等18品目を提供



贈呈式(12月25日)

応援物資一覧

- 精米···1,084kg
- 玄米…15kg
- もち米…65kg
- 甘藷…50kg
- 人参…70kg
- カボチャ…68kg
- 里芋…10kg
- ロングライフ牛乳等…46ケース
- 加工品、等

7 「第26回全国農業担い手サミットinさが」への参加

- 期日:令和7年1月22日(水)~23日(木)
- 全国の農家が集まり、農業の未来をテーマに意見を交わす「全国農業担い手サミット」が佐賀県で開催。 佐賀市会場「SAGAアリーナ」には、全国から約1,800人の農家が参加(本県からは約120人の参加)。
- 同サミットでは、農業経営に優れた実績を上げた農家への表彰である「全国優良経営体表彰」が行われ、本県八代市の「フィールドマスター合同会社」が販売革新部門で農林水産大臣賞を受賞。
- サミットは2日間の日程で開かれ、22日(水)は全大会、23日(木)は佐賀県内6地域に分かれた現地研修会が開催された。
- 22日(水)の全大会では、九州5県認定農業者組織の活動を紹介するPRパネルと農産物を並べて展示 ブースを開設。多くの訪問者で賑わいを見せていた。
- ・ 令和7年度の開催は鹿児島県。開催時期は令和7年10月23日(水)~24日(木)。



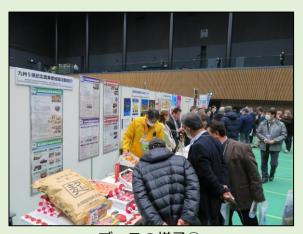
九州5県認定農業者組織PRブース



ブースの様子②



現地研修会①(伊万里地区)



ブースの様子①



全大会の様子



現地研修会②(伊万里地区)

8「2025年農政セミナー並びに新春賀詞交歓会」の開催

- 日時: 令和7年1月15日(水) 15:30~17:00 場所: ホテル熊本テルサ
- 主催: (一社) 熊本県農業会議・熊本県認定農業者連絡会議
- 参加者:115名
- 講演「スマート農業技術活用による生産性向上の取組み」 講師:有限会社 横田農場 代表取締役 横田修一 氏
 - ・事務所は茨城県龍ヶ崎市。経営面積約171ha、水稲の生産・加工・販売を手掛ける。
 - ・コスト削減に向けた取組が評価され、平成25年に農林水産祭天皇杯(農産部門)を受賞
- 新春賀詞交歓会(17:30~19:30) 参加者:58名

2025年農政セミナー



(一社) 熊本県農業会議 福原会長挨拶



熊本県 竹内副知事挨拶

新春賀詞交歓会



桑原会長挨拶



九州農政局 吉永次長挨拶



(有)横田農場 代表 横田修一 氏



日本政策金融公庫 熊本支店 中澤支店長

9 「熊本県農林水産業功労者表彰」

本連絡会議の前会長 西原 禎二 氏(現理事・熊本市)と前女性部副部長 横山 真由美 氏(御船町)が、長年にわたり本県農林水産業の振興に尽力され、その功績が認められ、令和6年度「熊本県農林水産業功労者表彰」を受賞されました。

表彰式: 令和7年1月28日(火)、熊本市「ホテル熊本テルサ」



西原前会長と横山前女性部副部長



集合写真

10 令和6年度「女性部現地研修会」の開催

- 日時:令和7年3月5日(水)(福岡県糸島市での研修)
- 参加者:33名
- 視察研修①「JA糸島産直市場『伊都菜彩』」(福岡県糸島市波多江567)
- 視察研修②「有限会社 久保田農園」(福岡県糸島市志摩桜井5124)
- 久保田農園:西洋野菜の生産・出荷。福岡県糸島市と大分県九重町で計6.6haの農地で夏と冬のリレー栽培による年間約130品目の生産を実現。通年栽培による経営の安定を図っている。









必見! 農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



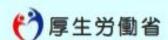
ここに 注目!

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、 死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加 入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに 特別加入という形で任意加入できます。

療養・休業給付から遺族給付まで 手厚い補償があります!

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ出荷作業、出荷作業後に行われる販売作業も対象になりました!

MAFF 農林水産省



こんな方が対象になります!

特別加入制度は、以下のA~Cのいずれかに該当する方が対象となります。



特定農作業従事者の方





一定の経営規模以上 の方が加入で含ます!

特定農作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、 経営耕地面積2へクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の農業機械を使用する作業 ② 2メートル以上の高所での作業
- ③ サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ④ 農薬散布 ⑤ 牛・馬・豚に接触する作業

B

指定農業機械作業従事者の方







機械の推定はあります が、無管規模にかか わらず加入できます!

指定農業機械作業者従事とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② 動力溝掘機 ③ 自走式田植機
- ④ 自走式防除用機⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥ トラック、自走式運搬用機械 ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
- ⑧ 無人航空機

G

中小事業主の方



法人の代表者や役員 でも加入できます!

中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。及び1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注:A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

加入手続について

A 特定農作業従事者 または 中小事業主 B 指定農業機械作業従事者 加入申込 加入申込 労災保険特別加入団体 事務委託 労働保険事務組合 事務手続 事務手続 労働基準監督署 都道府県労働局 ここに



特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、特別加入団体を通じて加入申請してください。また、中小事業主の方は、労働保険事務組合を通じて加入申請をお願いします!地元の特別加入団体等については、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

令和7年4月から「地域計画」が動き出します!

TIME I

地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう!

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律(農業経営基盤強化促進法)が施行されました。





このままでは地域の農地を維持できない!

課題解決のために一緒に取り組みませんか。

市町村では、関係機関(農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など)と一体となって 地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話合いで作る、将来の 農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体	市町村
対象範囲	集落単位
法令	農業経営基盤強化促進法第18条~

みなさんの地域でも話し合ってみませんか。

地域計画の流れ

0

意向確認調査(アンケート調査)に回答

皆さんの意向がとても重要!

後継者や家族の意向を確認し、自分のおおまかな将来(意向)を記入します。 アンケートの回答期限が過ぎても次回に反映できます。

後継者や家族と話し合うと意外な思いに気づくかもしれません。 将来の地域農業を考えるためには、農地を所有・利用している皆さん の意向がとても重要です。



2 協議の場

ひとりひとりの考えを実現させましょう!

協議の場の開催日時は市町村のHP等や窓口で確認できます。 地域農業の将来を話し合う座談会なので 後継者や配偶者をはじめ関心のある仲間を誘って気軽に参加しましょう。

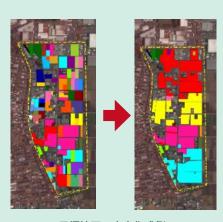


自分とみんなの意見を聞きあうことができる場です。 わいわい自由に発言してもかまいません。 その場で結論が出なくても大丈夫です! 例えば… 女性や食生活改善推進員さん、学生さん、子供たち も一緒だと新しい視点があるかも!



市町村が地域計画を作成

地域計画では目標地図を作成します。 目標地図とは10年後誰がどの農地を 耕作するのか、耕作できない農地はど こかを地図にしたものです。すぐに耕作 者が見つからない農地は、「耕作者募集 中」となります。目標地図に載ったとし ても、すぐに権利設定がされるわけで はないので安心してください。地域計 画は変更できます。もし耕作者を変更す るときは、市町村・農業委員会に相談し ましょう。



目標地図の素案作成例

3 地域

地域計画の完成

完成した地域計画は市町村のHPや窓口で確認できます。

4

地域計画の実行(継続的に地域で話合い)

地域計画はスタート地点

完成した地域計画に沿って実行します。

すぐには取り組めない難しい課題はみんなで共有し、解決の方向性を話し合っていくことが とても重要です。話し合いを続けて少しずつ解決していきましょう。

地域の農地を次世代に引き継ぐため、みんなで協力して地域計画を進めていきましょう!



農業者のみなさんへ

▼フンケート調査に回答するときは、家長だけでなく後継者を含む家族にも意向の確認をしましょう。

将来の地域農業の方向性を考えるためには、今後継承する人や家族の意向も重要です。

- 協議の場には後継者や若者、配偶者なども広く参加しましょう。協議の場では、地域の課題と将来像を様々な意見を発言して話合いましょう。
- 地域計画は地域農業を守るきっかけです。地域計画は地域農業を守るスタート地点です。継続的に見直して将来の地域の農業を考える場として活用しましょう。

農用地等の所有者のみなさんへ

- 地域のために出し手の協力が大事です。出し手も保全管理をするなど、協力して地域内の農地を維持しましょう。耕作者だけでは地域の農地は守り切れません。農地を貸していてもまだ地域の一員です。
- **荒れた農地は周辺の農作物にも支障をきたします** 荒らしたままの農地は害虫や害獣を呼び込み、なつかしい景観も損なわれます。更に悪化すると、ゴミ 等の不法投棄の温床になり、所有者が処分しなければならない可能性もあります。農地の適切な管理 は所有者の義務です。

よくある質問



なぜ地域計画をつくるの?





日本のおいしいお米、やさい、くだものなどを作る農地を守るためです。ただ、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、近い将来、地域の農地が守れなくなるかもしれません。農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用していくのか、その具体的な姿を描くタイミングは今しかありません。もちろん地域計画を策定してもすぐには課題を解決できませんが、今皆さんで話し合うことで、一歩前進できます。

Q

担い手がいないのに地域計画を作る必要があるの?



A

担い手がいない地域であるからこそ、地域計画を作る必要があります。地域の課題を洗い出し、皆さんで共有し、地域外から新規就農者や農業法人などの受け手を受け入れるなどを考えるきっかけとなります。周辺には規模拡大したい農業者や法人もあり、農地が空いていないか探しています。こういった農地を探している方へアピールするため、どのような受入れ可能な農地があるのか、どのような受け入れ条件なのか、先にみなさんで話合う必要があります。この話合いの結果と、受け手に貸したい農用地等があることを地域外にアピールする手段として、地域計画が利用できます。

地域計画をつくると・・・

- 農地がずっと守られる
- 日本の農産物がずっと作られる
- 新しい農地が利用できる
- 農地が荒れることがなくなる
- 地域が活気づく

地域計画

検 索



農業経営発展計画制度が始まります!

こんな法人にオススメです

- ・設備投資のために資金調達したいが借金はできない
- ・生産体制の強化を図り取引量を増やしたい
- ·安定的な販路の確保で経営の安定・発展を図りたい
- ・法人の規模を拡大したいが経営・雇用管理が難しい



- ①農地所有適格法人‱が計画⋘を申請し、
- ②国の審査・認定を受けることで、
- ③食品事業者等からの<mark>資金調達を拡充</mark>できます
- ※1 農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人
- ※2 出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画(農業経営発展計画)
- ※3 議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、 農業関係者で占めなければならない出資割合を1/2超から特例的に1/3超に緩和

メリットは?

- ・生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- ・経営発展のために連携先企業の経営ノウハウを導入できる
- ・資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる

等が可能に!



連携先からの増資を通じて、 経営発展していきませんか? 農業経営発展計画制度の詳細はこちら-



お問合せ先

農林水産省経営局農地政策課 **☎** (直通) 03-6744-2153 申請受付アドレス:hattenkeikaku@maff.go.jp

農林水産省